

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【公表番号】特表2009-516243(P2009-516243A)

【公表日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2008-538830(P2008-538830)

【国際特許分類】

G 0 6 F	21/24	(2006.01)
G 0 6 K	17/00	(2006.01)
G 0 6 K	19/073	(2006.01)
G 0 6 K	19/07	(2006.01)
H 0 4 L	9/32	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	12/14	5 2 0 D
G 0 6 F	12/14	5 3 0 C
G 0 6 F	12/14	5 6 0 C
G 0 6 K	17/00	E
G 0 6 K	17/00	B
G 0 6 K	19/00	P
G 0 6 K	19/00	N
H 0 4 L	9/00	6 7 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月1日(2009.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

Secure Removable Media (SRM) の権利対象を管理する方法
であつて、

権利発行サーバからトリガメッセージを受信することと、

該トリガメッセージに含まれる該SRMのIDをチェックすることと、

該SRMに対する権利対象を要求するためのメッセージを生成することと、

該生成された要求メッセージを含むシグネチャを該SRMに転送することと、

該SRMのシグネチャを含むシグネチャ応答を該SRMから受信することと、

該権利発行サーバに、該SRMの該受信されたシグネチャを含む該要求メッセージを転送することと、

該権利発行サーバから、該SRMのIDと該SRMに対する権利対象とを含む応答メッセージを受信することと、

該応答メッセージに含まれるシグネチャを確認することと、

該確認の後で、該SRMに対する該権利対象を、該SRMに転送することとを包含する、方法。

【請求項2】

前記SRMの前記IDおよび該SRMに対する前記権利対象は、該SRMのパブリックキーによって暗号化される、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記トリガメッセージは、R O A P トリガメッセージである、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記要求メッセージは、R O 要求メッセージであり、前記応答メッセージは、R O 応答メッセージである、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記チェックするステップは、

前記トリガメッセージに含まれる前記 S R M の前記 I D が、該 S R M がチェックされているか否かを示す、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記応答メッセージに含まれる前記権利対象を、前記 S R M によって解析されるフォーマットに変換することをさらに包含する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

S e c u r e R e m o v a b l e M e d i a (S R M) の権利対象を管理する端末であって、

権利対象を管理するデジタル権利管理 (D R M) エージェントを備え、

該 D E M エージェントは、

権利発行サーバからトリガメッセージを受信するステップと、

該トリガメッセージに含まれる該 S R M の I D をチェックするステップと、

該 S R M に対する権利対象を要求するためのメッセージを生成するステップと、

該生成された要求メッセージを含むシグネチャを該 S R M に転送するステップと、

該 S R M のシグネチャを含むシグネチャ応答を該 S R M から受信するステップと、

該権利発行サーバに、該 S R M の該受信されたシグネチャを含む該要求メッセージを転送するステップと、

該権利発行サーバから、該 S R M の I D と該 S R M に対する権利対象とを含む応答メッセージを受信するステップと、

該応答メッセージに含まれるシグネチャを確認するステップと、

該確認の後で、該 S R M に対する該権利対象を、該 S R M に転送するステップとを行う、端末。

【請求項 8】

前記 S R M の前記 I D および該 S R M に対する前記権利対象は、該 S R M のパブリックキーによって暗号化される、請求項 7 に記載の端末。

【請求項 9】

前記トリガメッセージは、R O A P トリガメッセージである、請求項 7 に記載の端末。

【請求項 10】

前記要求メッセージは、R O 要求メッセージであり、前記応答メッセージは、R O 応答メッセージである、請求項 7 に記載の端末。

【請求項 11】

前記チェックするステップは、

前記トリガメッセージに含まれる前記 S R M の前記 I D が、該 S R M がチェックされているか否かを示す、請求項 7 に記載の端末。

【請求項 12】

前記 D R M エージェントは、前記応答メッセージに含まれる前記権利対象を、前記 S R M によって解析されるフォーマットに変換するステップをさらに行う、請求項 7 に記載の端末。